

福島県福祉・介護職員等処遇改善加算取得のための 社会保険労務士派遣による無料相談 募集案内

障害福祉サービス事業所において、福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のために、専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い、福祉・介護職員等の処遇改善が広く行われるよう支援を行います。

- 1 派遣実施期間 令和7年8月から令和8年2月末まで
- 2 対象事業者等（以下の要件をすべて満たすこと）
 - (1) 福島県が所管する障害福祉サービス事業所（中核市にある事業所を除く。）を運営する事業者
 - (2) 令和7年度の処遇改善加算を未取得の事業者又は処遇改善加算の区分「Ⅱ」、「Ⅲ」または「Ⅳ」を取得しており、上位区分取得を目指す事業所
 - (3) 無料相談で派遣する社会保険労務士からの指導・助言等により、令和8年度に現在より上位の加算の取得を目指す事業所
 - (4) これまで特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所
- 3 指導・助言等の内容
 - (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により定められた処遇改善加算の区分Ⅰ～Ⅳに応じた次の取組に関すること
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備に関すること
 - イ 資質向上のための研修計画の策定及び研修の実施に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ その他処遇改善加算の取得要件に関すること
 - (2) その他処遇改善加算の取得に必要な事項に関すること
- 4 指導・助言等の回数 1事業者あたり原則3回まで（1回当たり2時間程度）
※一部オンライン利用も可とする。
- 5 募集事業者数 5事業者程度
- 6 申込方法
別紙申込書に必要事項を記入の上、メール（shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp）にてお申込みください。
- 7 申込期限 **令和7年7月25日（金）必着**
- 8 問い合わせ先
福島県保健福祉部障がい福祉課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話：024-521-7171